

第 12 章

米日韓比の女性リーダーを対象とする 国際的知的交流プログラムの意義

渡辺 美穂

1 はじめに

本稿では、2012年4月16日から19日にハワイ州ホノルル市において、国立女性教育会館が米国・日本・韓国・フィリピンの連携機関と協力して開催した女性の人権保障に係る活動に従事している女性リーダーを対象とした学際的知的交流プログラムについて、課題解決型学習に向けたプログラムという観点から検討を加えて報告する。本プログラムは、国際交流基金日米センターおよび科学研究費補助金（「地域の男女共同参画の取組を核とした移民女性のエンパワーメントと支援に関する研究」研究代表者 中野洋恵）の助成を得て、国立女性教育会館（以下会館）と米国の市民社会団体（Civil Society Organization, CSO）である女性政策研究センター（Center for Women Policy Studies、以下CWPSと表記する）が「女性の人権、人身取引と移住」をテーマに、フィリピンおよび韓国の連携機関の協力も得て共同で行ったものである。

プログラムの目的は、4カ国における女性的人身取引および移住労働における脆弱性に留意し、移住労働と人身取引に関わる法律や政策、現状の課題に関する意見交換を通じて、相互の理解とネットワークを深めることである。参加した4カ国それぞれが人身取引や移住女性労働者の送出国、中継国、受入国という性格を有している。各国から人身取引や移住女性の問題に携わる

議員・行政官、研究者、国際機関で活躍する市民団体の女性リーダーなど計23名と関係機関のスタッフ総勢35名により行われた。参加者の選定は、日本は国立女性教育会館、米国はCWPS、韓国およびフィリピンは、会館の連携機関である韓国女性政策研究院（以下、KWDI）、フィリピン大学女性学研究センター（以下、UPCWS）が行った。各国の関係機関と会館はパートナーシップを結びこれまでさまざまな調査や事業を行ってきている。本プログラムでは人身取引についての会館の調査研究の成果発表および現在進めている日本に在住する移住女性に対する支援についての調査研究の一部として行われた。

2 米日韓比の女性リーダーによる学際的知的交流プログラム

テーマ 女性の移動、人身取引と女性の人権

本プログラムの目的は、人身取引および増大する移住女性が抱える問題について、米国・日本・韓国・フィリピンの4カ国における各分野の女性リーダーによる横断的討議と課題解決に向けた連携の構築を推進することである。4カ国ではそれぞれ女性移住者の流入が活発である一方、人身取引など移住女性に対する人権侵害行為が大きな問題となっている。人身取引被害者の多くは女性であり、家事労働者などの移住労働者も圧倒的に女性が多い。フィリピンやインドネシアなどから経済連携協定に基づき介護士や看護師を受け入れる事業が開始されているが、移住労働に従事する女性に対する長期安定した雇用や労働者としての保護やセーフティーネットは限られている。複合的な社会的・経済的・政治的状況が背景にあり、一国で解決することは困難な人身取引問題や移住女性に関わる課題を、女性の人権という基盤を視점에さまざまな関係者が討議することで解決に向けた方策を探る機会として国際会議が開催されたのである。

会議参加者の選定

プログラムの参加者として、地方政府レベルの議員、市民社会団体のメン

バー、研究者が4カ国からそれぞれ2人ずつ、計24人の女性が選ばれた¹⁾。メンバーの選出は、日本は国立女性教育会館、米国はCWPS、韓国はKWDI、フィリピンはUPCWSが行った。いずれの機関もジェンダー問題についての専門性を持つ研究者および市民社会団体メンバーに関する情報の蓄積や人的ネットワークを有している。

全米の女性議員との継続的ネットワークを持ち、人身取引やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ等、女性に関わる法律や法案のデータベースを公開しているCWPS以外の機関にとり、予想以上に困難を伴ったのは地方議員の選出であった。議会会期期間、英語力、移住とジェンダー問題についての関心の高さや専門性がハードルとなった。最終的には、米国は州議会議員2名、日本は人身取引問題に取組んできた県議会議員1名と外国人集住都市の元市議会議員1名、韓国は女性と家族省の政治指名された部局長1名、州議会議員1名、フィリピンは国会議員政策秘書1名と市レベルの地方議員が1名選ばれた。研究者としては、フィリピンおよび韓国はそれぞれの機関に所属する研究者が参加した。

日本は会館の職員を含めた科研の研究メンバー²⁾が参加し、米国からは移住労働の法制度の研究者および米国の人身取引被害者保護法についての研究者が参加した。市民社会団体としては、日本から女性関連施設職員と人身売買禁止ネットワーク共同代表、フィリピンからは移住女性の支援団体のメンバー、韓国は女性差別撤廃委員会委員もつとめている人権機関団体のメンバーおよび米軍駐留地域で売春を行っている女性たちの保護およびシェルター運営を行う団体の代表、米国からは途上国に対する研修や支援を行っている団体の主催者が参加した。最終的な参加者は、人身取引問題について専門に取組んでいる者や同課題と重なるテーマに取組む人が参加した。

プログラムの構成

プログラムはハワイ大学の後援を得て、カピオラニ・コミュニティーカレッジを主会場に、4泊5日にわたって開催された。朝食、昼食、夕食すべての食

事がプログラムに組み込まれ、宿泊ホテルから会場へは貸切バスで移動した。会館のプログラム構成図式にあてはめると、1 意識の醸成、2 実態把握、3 課題把握、4 課題把握に向けた実践力の4段階で構成されている(表1)。最初に行われたテーマ別ディスカッション「人権を基盤としたフレームワーク」と女性に対する暴力に関する国際会議の女性法廷ビデオの上映により、会議の基調となる女性の人権を基盤とした視点の共有が確認された。次に、実態把握として、国別の基調報告およびテーマ別ディスカッションが行われた。課題把握としては、参加者が国ごとあるいはセクターごとに分かれて課題を抽出し、共有した。国別という縦軸、セクター別という国を超えた横軸の両輪で課題把握のための議論が行われた。その間に行われた全体会は、国別・セクター別それぞれで深められた議論を全員で共有する場となった。課題把握に向けた実践力として、会議後半には、国別およびセクター別に抽出した課題に対するアクションプランが検討された。それぞれの立場や状況が異なる中で、今後の連携につながる課題とそれに対する取組みについて話し合われた。

表1 プログラム構成図

意識醸成・基盤	テーマ別ディスカッション 人権を基盤としたフレームワーク
実態把握	国別報告 (米国 日本 フィリピン 韓国)
課題把握	テーマ別ディスカッション 人身取引問題の課題：法や政策について 各国の移住政策および女性移住者に対する影響 モデルプログラムの構築
課題把握	国別討議 米国 日本 フィリピン 韓国
課題把握	セクター別討議 米国 日本 フィリピン 韓国
課題解決に向けた実践・関係力	国別 / セクター別のアクションプランの検討

プログラムの内容

次に、日程表(表2)に沿ってプログラムの詳細を説明する。

表2 プログラム日程 2012年4月16日(月) - 4月19日(木)

日時	内容
4月16日(月)	<p>開会あいさつ レスリー・ウルフ CWPS ディレクター 中野洋恵 NWE C 研究国際室長</p> <p>参加者自己紹介 女性の人権についてもっとも誇るべきことは 国別基調報告 ファシリテーター 越智方美 NWE C 研究国際室専門職員</p> <p>1 日本「性的搾取を目的とした日本における女性と女児の人身取引：現状と対応策」報告者：橋本ヒロ子、十文字女子大学副学長</p> <p>2 アメリカ合衆国「人身取引被害者保護法 (Trafficking Victims Protection Act of 2000 以下「TVPA」) の現状と問題点」報告者：グレース・チャン カリフォルニア州立サンタバーバラ校教授</p> <p>3 韓国「韓国における女性の人権：移動と人身取引に着目して」報告者：ヘイスー・シン 韓国国連人権政策センター (KOCUN) 代表</p> <p>4 フィリピン「フィリピン国外への女性の移動の概観」報告者：マリルー・アルシッド フィリピン大学ソーシャルワークスクール教授</p> <p>ハワイ大学学長主催レセプション</p>
4月17日(火)	<p>「女性の権利は人権である」ビデオの上映 (1993)</p> <p>全体会 ディスカッション・セッション1 ナンシー・キャラウェイ (ハワイ大学教授) 「国際的な女性や女児の人身取引の問題に関する政策やプログラムについて、人権を基盤としたフレームワークに沿って考える」</p> <p>全体会 ディスカッション・セッション2 吉田容子立命館大学教授、渡辺美徳国立女性教育会館研究員 「太平洋地域における人身取引問題の課題-日本の経験」目的：各国の人身取引法・政策についての全体像を明らかにする</p> <p>国別討議1 全体会：国別討議内容の発表</p>
4月18日(水)	<p>セクター別討議1 全体会 セクター別討議内容の発表</p> <p>全体会 ディスカッション・セッション3 「太平洋地域における移住の課題-フィリピンを例に」目的：各国の移住政策および女性移住者に対する影響について話し合う</p> <p>ハワイ州知事主催レセプション ハワイ州議員との交流会</p>
4月19日(木)	<p>全体会：ディスカッション・セッション4 「人身取引被害女性や女児のためのモデルプログラムの構築—韓国の事例から」 目的：人身取引被害女性や女児のニーズに適合するモデルプログラムの特徴について話し合う</p> <p>セクター別討議2 国別討議2 全体会 セクター別討議内容の発表 全体会 国別討議内容の発表 閉会ディナー</p>

1日目は、共催機関およびハワイ大学のジェンダー研究センター所長による挨拶のあと、参加者がひとりずつ『女性の人権』について自身が関わっ

たもっとも誇りにしている活動について」というテーマで自己紹介。次に、4カ国からそれぞれ1人ずつ人身取引および移住女性労働者の実態や課題についての基調報告を行い、各国の状況について実態把握がなされた。2日目、3日目は、最初に、女性に関する暴力撤廃宣言が出された1993年に作成された「女性の権利は人権である」という当時各国で起きていた女性に対する暴力に関する証言ドキュメンタリービデオを視聴した。次に、4つのテーマ（1 女性の人権、2 太平洋地域における人身取引問題の課題、3 太平洋地域における移住の課題、4 人身取引被害女性や女兒のためのモデルプログラムの構築）に沿って、1テーマについて1、2カ国ずつ、参加者が討論者となったディスカッション・セッションが全体会として行われた。テーマにそった報告を受けて、参加者全員で討議を行い、実態や課題を明確化した。

3日目以降は解決に向けた方策の検討として、国別およびセクター別の討議が行われた。参加者が属するセクター別（1 議員および行政、2 研究者、3 市民社会団体）参加国別（フィリピン、米国、韓国、日本）に分かれた分科会が2回ずつ行われ、最初の分科会ではセクターもしくは国毎に現状の課題を共有し、2つ目の分科会では今後協力して取組んでいく点について話し合いが行われた。

全体会討議では、女性の移動や人身取引に関する分野横断的な議論を通じて、参加者間の相互理解を深め、新たな連携をはかることにつなげた。最終日には、セクター別、国別にそれぞれが今後取組んでいく方向について全体会で報告し共有した。次に、それぞれの会の報告内容と討議内容についてみていく。

3 各国の移住女性や人身取引の状況

日本の状況

日本の報告は、主に性的搾取を目的とした人身取引について、日本における女性と女兒の人身取引の背景と近年の人身取引対策行動計画に基づく施策と課題を中心に行われた。1958年に売春防止法が施行されたが、1970年代

には、タイや台湾、フィリピン各地への日本人の「買春ツアー」が盛んになる。80年代に入ると日本の経済発展に伴い、アジアや南米諸国から日本に商業的性売買のために連れてこられる外国人女性の数が急増し、多くの人権侵害被害が支援民間団体から報告された。国際的批判や国内のNGOからの指摘、米国国務省の「人身売買報告書」の発表等の圧力と国際的な人身取引規制の流れに沿って、2004年に政府は「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、「人身取引対策行動計画」を発表した。その前年には80年代から外国籍女性の保護に携わってきたシェルターを運営するNGOなどが中心となり、人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）を設立した。

「人身売買報告書」で監視対象国に指定された2004年を含め、日本は先進国で唯一第二階層国に区分されている。2005年の入国管理法の改正等により興業ビザで入国するフィリピン人女性の数が激減したが、その一方で、婚姻ビザで入国する同国女性の数が増加しており、水際作戦は防止のための抜本的解決策にはなっていない。保護された被害者は少数にとどまり、加害者の起訴件数も少ない。

2006年に国立女性教育会館が実施した「日本人の性意識・性行動に関する全国調査」（18-65歳の男女が対象、有効回答数1,190件）からは、人身取引の問題に対する日本人の意識の低さがあきらかになった。また、性産業で働く外国人については、日本人女性の方が男性よりも厳しい態度である。彼女たちが置かれた状況やそこにいたる経緯について実情を知らない人が多く、受入国における教育啓発が防止策の課題のひとつであることが示された。保護の面では、女性相談センターが人身取引被害者保護を行うことになっているが、公的センターは母国語による支援や外国籍女性に対する対応が不十分であると言われている。政府は国際移住機構（IOM）を通じて、被害者の帰国ならびに出身地域での再統合のための支援を行っており、政府開発援助（ODA）を通じて、主に人身取引被害者の送出国であるアジア地域で人身取引被害者が自立した生活を取り戻すための支援や保護活動を実施している。具体的ニーズや問題解決に結びついた支援を行うことが課題となっている。

米国の状況

米国の国別報告者からは、米国の人身売買政策が人身取引と売春を同一視し、売春の処罰化を助長するものであり、農場や家庭内、飲食店など性産業以外の場所で人身取引が発生している実態に即していない点が問題として提起された。2003年に改正された人身取引被害者保護法の制定以降、人身取引関連の助成資金は、右派の宗教団体に流れ、それまで路上売春などをしてきた少女や女性たちに対する保護・支援活動を行っていた団体に対する資金が絶たれた。こうしたなか、米国で当初人身取引の性的搾取のみに焦点をあててきたことが、搾取されやすい立場におかれているその他の移住労働者に対する米国政府の責任の所在を曖昧にすることにつながっていった。

報告者からは人身取引をめぐる包括的な枠組みの必要性を提起し、以下の3点が重要項目として挙げられた。第1に、売春とセックスワークを「売春の需要の根絶」という視点からのみとらえた法制を再考すること。問題を売春需要に焦点化することは、セックスワーカーの非合法化につながり、彼女たちをより暴力や権力の濫用にさらす危険をはらんでいる。第2に、「TVPA」は労働権侵害を中核に据えて、労働移民も「TVPA」の対象に現行法を見直すべきであること。米国内の人身取引被害者の3分の2は、家事労働や農場労働者など性産業以外の産業に従事しており、これらの労働者の労働権を保障する法改正が求められている。第3に、反人身取引フレームワークと性と生殖に関する概念の統合である。「北京行動綱領」において、性と生殖に関する権利が提唱されたにもかかわらず、国内ではキリスト教右派イデオロギーの影響により、禁欲を推進し、避妊具の使用は奨励されない傾向がみられる。米国の「TVPA」は、同法を貫く原則を見直し、人身取引定義を広げ、現行の人身取引撲滅に取り組む必要があることが主張された。

韓国の状況

韓国からは、同国における女性の人権保障に関わる制度・支援体制の現状と課題について報告がなされた。韓国では、本プログラムの連携機関で

ある韓国女性開発院（KWDI）、韓国ジェンダー平等振興教育院（KIGEPE）、韓国女性の人権委員会など、女性の人権を保障するための複数の行政機関が設立されている。1990年代以降は、女性の人権に関わる法制度の整備が進み、DVや性売買に関する法律が制定・施行されている。2008年には国際結婚をした家族に対する支援について「多文化家族支援法」が施行された。性暴力やDV、性的人身取引と多文化家族に関する全国調査も3年ごとに実施されている。暴力被害女性のためのカウンセリングセンターやシェルター、外国人女性の保護施設が設置され、多言語のホットラインなど全国的な支援体制が充実しつつある。

課題は、韓国が性的搾取の目的で人身取引される女性の目的地であり、送出国になっていることである。多くの女性が興行ビザで入国し、人身取引の被害にあっている。一方、韓国人女性も日本やオーストラリア、米国を目的地に、性的搾取を目的とした移送の対象になっている。さらに、国際結婚は韓国内の総婚姻数の約1割に相当し、その7割強が韓国人男性と外国籍の女性との婚姻である。主にアジア諸国から韓国人男性と結婚するために移住する女性が増えるなか、彼女たちに対する支援が喫緊の課題であるという。

移住女性や人身取引問題に対する対策の推進にあたっての障害としては、次の点が指摘された。まず、1 人身取引に関する統計が未整備であり、2 国際文書パレルモ議定書が未批准で、3 被害者保護とそのため法の整備が不十分、4 人身取引の加害者や仲介業者等に対する徹底した調査や厳罰化を行う政治的意志が欠如しており、5 女性が提供する性的サービスを家父長制的な文化が容認している。さらに、米軍基地周辺は性売買が多く行われていることや、アジア女性と韓国人男性との間に生まれた子どもたちへの法的保護・支援体制もなされていない。なお、最近初めて米軍基地での性犯罪防止についての会議が開催され、韓国側は韓国外務省、女性家族省とNGOが出席し、今後は年2回、同様の会議を開催することで合意したという。

フィリピンの状況

フィリピンからは、グローバルゼーションと女性、移住の関連および女性と女兒の人身取引を促進する制度化された移動の側面という実態と今後の課題について報告が行われた。

20世紀初めから移住労働はフィリピンの主要な「輸出産業」であった。2010年度末に海外に在住するフィリピン人は推計944万人、海外在住者の母国への送金は、年間200億ドル相当になる。送り主は、移住先の定住資格を持つものと一時的移住労働者から半々に加えて、非合法移民も1割弱を占める。グローバル資本主義下で、構造調整プログラムの実施により教育・福祉を含む社会サービスへの支出が削減され、貧困の女性化に拍車がかかっている。同国の特徴は、移住労働の女性化および国家による制度化である。特に途上国出身の女性が提供する労働の価値が過小評価され、社会的・法的権利や保護を剥奪された状況の下で、受入国での再生産労働に従事している点が問題として指摘された。

フィリピン政府の家内サービスに従事する労働者に関する規定は、23歳以上であり、月収400米ドル以上、フィリピン労働雇用技術教育技能教育庁(TESDA)の研修や外国語と文化オリエンテーションの受講などが義務づけられている。しかし、現実には家事労働者の受入れ諸国での人権侵害が頻繁に発生し、年間約30万から40万のフィリピン女性が人身取引の犠牲者となっている。このような状況に対処するためには、非合法的な移住労働者の雇用や人身取引を根絶するための確固たる政治的な意志、国内の雇用の創出、出発前、就労期間中、帰国後のすべての移住労働の局面における移住者の権利の促進と保護が課題として挙げられた。

4 ディスカッション・セッション

4回行われたディスカッション・セッションでは、各国からの討論者が人権、人身取引、移住をテーマに報告を行い、参加者全員で討議を行った。以下にその要旨を示す。

基調報告

会議全体を通じて女性の人権を基盤とした討議を行うために、最初に「国際的な女性や女児の人身取引の問題に関する政策やプログラムについて、人権を基盤としたフレームワークに沿って考える」というテーマで基調報告がなされた。1999年にヒラリー・クリントンや当時の国務長官が、人身取引をグローバルな課題として着目し、2000年に米国政府がマニラで女性と子どもに対する人身取引をテーマにした地域会議を共催した。同会議には多くの国際機関や政府、NGO、研究者が参加し、法律支援、ソーシャルサービス、政策や関係機関の連携の必要性が確認され、行動計画が作成された。人身取引問題は当初、国際的組織犯罪や薬物取締の流れで、法執行/懲罰的アプローチがとられていた。その後、防止、保護、起訴の頭文字をとった3P (Prevention, Protection, Prosecution) のパラダイムが広がり、パートナーシップ (Partnership) や政策 (Policy) が新たに加わった。民間セクターを含めたあらゆるステークホルダーの連携が解決に向けた鍵であることが強調されている。

搾取された人のエージェンシーを認めたホリスティックなアプローチとして女性の人権を核とした「被害者中心アプローチ」が重要である。そのためには、シェルター、心理・医療・法的支援、社会復帰、ライフスキルトレーニングなど、社会福祉サービスが戦略的に重要となる。「被害者認定」という「区別」の有効性についても再考が求められている。

人身取引の問題が女性の「性」に焦点化されている問題については、ブッシュ政権下で、「prostitution (売春)」問題について女性団体も大きく二分された。「売春を認めない」ことが団体助成の条件となり、途上国に対する援助にも影響を与えた。現オバマ政権ではこの傾向が弱まり、性搾取に限定せず労働搾取を含め広くとらえられはじめている。ただし、性奴隷の話や売春宿の摘発などがメディアにポルノグラフィー化されセンセーショナルに取り上げられることが危惧される。教育や移民に対する法的保護の重要性をしっかりと位置づけることも必要である。

家事労働を享受する西側女性と家事労働者の力学も重要なテーマである。

ILO が家事労働者条約を採択したが、米国でも家事労働者連盟が設立され、NY 州は全米で初めて家事労働者に関する法律を制定した。家事労働者に対しても一般労働者と同等の雇用上の保護が必要である。

グローバル化との関係で、企業の経済取引など民間セクターの需要も注視していく必要がある。カリフォルニア州では、サプライチェーンの全過程で透明性を求めるサプライチェーン透明法が成立した。児童労働やスウェットショップへの反対活動から発した同法は、人身取引に対する新たなアプローチである。連邦議会でも同様の法案が提案されている。企業慣行に着目し、特定国を対象を絞らず、グローバルな企業・社会サービス・ステークホルダーとの関わりを問うことになる。

報告の後のディスカッションでは、「エージェンシー」をどのようにとらえるのか、売買春容認論が実態に即しているかについての疑問、各国間の力学により送出国政府が受入国政府に対して必要な労働者保護要求を行うことができない実態、日本が受け入れる看護や介護労働の送出国別の基準の違い等についてさまざまな論点が提起された。

人身取引、移住女性およびモデルプログラム

ディスカッション・セッションの2つ目のテーマは、日本の出席者から、日本における人身取引問題の課題について報告され、3カ国との共通の課題が探られた。具体的には、会館が実施してきた意識調査や送出国に戻った当事者女性たちに対する調査結果も踏まえ、日本の対策は計画全体の実施に責任を持つ機関が不在であり、政策・施策の評価が徹底していないこと、包括的法律が制定されておらず被害者保護のための予算も不十分であることが述べられた。また、被害者数の減少の背景に、搾取の形態が多様になる中で、「被害者認定」が課題を抱えていること、出入国管理強化による「水際作戦」では不十分で、人身取引に関わるサービスの需要を抑制する効果的施策の必要性があることなどが述べられた。

3つ目のテーマは、各国の移民政策が人身取引の問題に与える影響が大き

いことを踏まえ、米国の研究者から「安全な移住」について問いがなげられた。各国が今後開放的の移民政策をとることが現実に考えられないなかで、受入・送出両者に利点をもたらす政策として、香港のゲストワーカープログラムが例にとりあげられた。具体的には、政府がすべてのリクルーティングを行う機関を設置し、私企業を廃止し、安全な移住のために、一定のビザを保障して働くことを許可するゲストワーカープログラムである。悪質な仲介業者や多額の紹介料が搾取される違法行為が横行している実態をふまえての提案に対しては、送出国・受入国双方で行う必要がある国を超えた規制の困難性や規制を必ずかいくぐる新たな手口が生まれる問題点について、フィリピンにおけるエンターテイナービザの発給規制以降の仲介業者の転換や日本の研修制度等の事例などの事例も交えて議論がなされた。4つ目のテーマには、モデルプログラムとして韓国の性売買禁止法以降の官民の取り組みが紹介された。人身取引された女性に対して行う調査の手法や対象者の選定等について議論された。

5 セクター別討議

3つのセクター別に設けられた討議は2回にわたって行われた。1つ目の討議では、セクター毎に参加者間で問題意識の共有を行った後で、取り組むべき課題の優先順位およびその障害について話し合われた。議員・行政セクターでは、各国が多く課題をあげたなかで、次の4点を特に重要な課題として合意した。まず、1. 家事労働について各国が共通のルールをつくること、2. 人身取引や性売買を禁止する法律の罰則強化、3. 国際移住結婚した女性の異文化尊重とアイデンティティー確立の支援、4. ジェンダー政策の普及である。

研究者のセクターはそれぞれの専門分野があるため共同研究をすぐに立ち上げることはできないという前提で、関心テーマとして挙げられたのは次の9項目である。1 米国人身売買禁止レポートが諸外国の法律や政策に与える影響、2 安全な移住プログラムの開発の検討、3 国境を越えた人身取引、移住、

国際結婚およびブローカー等に関する定義、意識、習慣に関する研究、4 同棲婚、ゲイのパートナーを国外で探すことについて、5 査証コントロールの有効性、6 軍事基地周辺の人身取引、7 移住女性と司法へのアクセス、8 国境を越えた女性の団結に関する研究、9 グローバリゼーションと移住の背後にある利益追求、である。

市民団体セクターからは、共通で取り組む課題として次の5点があげられた。1 潜在的被害者にどのようにたどりつくか、2 国内外官民を含む多様なセクターとの協働体制をどのように構築するか、3 人身取引と移住の課題と重なりあう他の分野（軍事主義、貧困、グローバリゼーション等）との交流、4 ロビー活動の強化、5 女性団体を含む市民団体セクター内の連携の強化である。

6 おわりに — プログラムの特徴と課題、今後に向けて —

今回のプログラムの運営上の特徴は次の通りである。1つは、通常の国際会議のように事前に準備された発表原稿をもとに全員がひとりひとり発表するという形式がとられなかった。パワーポイントの使用は極力最小限とされ、発表内容に限定せずに、参加者間で幅広いディスカッションを通じて問題について討議をする手法がCWPSから提案された。また、4ヵ国の領域が異なる関係者が参加者に選ばれ、参加者全員が口の字に向き合い一同に会する形で話し合いが行われた。韓国や日本からは通訳者を同行できれば参加したいという候補者もいたが、すべての議論に全員が参画するために通訳者の同行は認められなかった。出身国による語学力の差により詳細な情報をその場で掘り下げて確認したい場合には、不向きな点もあった一方で、人身取引と移住女性に関わる国内外の最新の状況について自由な話し合いが進んだ。会議の進行は常に参加者の提案により変更が加えられた。用意されたアンケートに対しては、報告者ひとりひとりを評価する質問項目に異議が唱えられ、急きょ参加者によるアンケート項目検討委員会が立ち上げられた。さらに開催中に、

米国大統領の南米訪問にあたり警備の任務に就いていた国務省および軍職員が、買春行為を行っていた事件が大きく報道されたことに対して、参加者有志が緊急アピール文をまとめるなど機動的な連帯もみられた。

プログラムの改善点の1つは、会議以外のプログラムを設けることである。短い日数で討議しアウトプットをまとめるために、夕食にハワイ大学学長公邸や州知事公邸で州の女性議員との交流が設けられるなど工夫がなされていた。グループ別討議も広いキャンパスに分散している建物の内外で行われたが、現地で活動する団体を直接訪問・見学する機会があればさらに具体的に深まりのある議論が期待できたと思われる。

参加者の自由な討議を促すという趣旨で、参加者は女性に限定された。「ジェンダー視点のある男性」の参加の是非について、連携機関の間で会議準備段階に議論が起きた。最終的にはCWP Sが女性に限定した助成を得ていたことで解決した。国連の女性差別撤廃委員会や日本の男女共同参画会議にも男性委員が大きな貢献をしており、今後男性の理解者・協力者を増やしていくことは重要なテーマである。参加者の選定・呼びかけにあたり特に女性議員の選出も難行した。意思決定の地位にある女性を増やすことは、国際的にも国内でも男女共同参画の喫緊の課題である。特に、移民政策や国境を越えた政策課題について関心・理解を持つ女性議員を増やしていくことの重要性が浮き彫りになった。

本プログラムでは国を超えた連携に加え、各国内の参加者間の交流促進に役立った。同国同士でも通常は異なるセクターごとに分かれて活動することが多い。会館の国際研修でも同一国の異なる分野・立場の研修生が参加できるプログラムを行っている。異なるセクターの参加者が国別で討議を行う場を設けたことは、同国内の法律家、研究者、市民社会団体のメンバーがテーマについて話し合い、連携を深める契機となった。韓国の参加者は、会議で初めて知り合った者が多く、滞在日を1日延長して帰国後以降の戦略会議を開催することになった。

最後に、本プログラムでは、4日間をともに過ごし、密な話し合いを行う

ことを通じて、人身取引問題の解決に向けた方策と移民女性の安全に資するための法律、施策、研究や市民活動について、情報を共有する相互の学び合いが行われた。当初の目的であった、立場や国境を越えて、連携して活動する4ヵ国関係者のゆるやかな協力関係も築かれた。閉会後は参加者のメーリングリストが立ち上がり、参加者同士の情報共有・協力が深められている。2012年8月には日本の参加者が韓国へのスタディーツアーを行い、韓国の議員、行政、研究機関、民間団体のコーディネートにより韓国の実情を非常に掘り下げてみる事ができた。本年11月にはフィリピンで開催予定の移住に関する世界社会フォーラムで共同発表が企画されている。プログラムを通じて、参加者らが人身取引および女性の移住問題について多面的に検討し、取組むためのアジェンダセッティングができた。今後は、そのアジェンダに沿って、各国の参加者を通じたより広い層の参加もはかりながら取組みを進めることが求められている。

注

- 1) 最終的にフィリピンの地方議員が参加できず、フィリピンの議員参加は1名となった。
- 2) 日本からの参加メンバーは次の通り。大津恵子、山口裕子、橋本ヒロ子、堤かなめ、瀬山紀子、吉田容子、国立女性教育会館からは内海房子、中野洋恵、越智方美、渡辺美穂。

参考資料

『米国・日本・韓国・フィリピンの女性リーダーの学際的知的交流プログラム
女性の移動、人身取引と女性の人権 報告書』2012年 国立女性教育会館

(わたなべ・みほ 国立女性教育会館研究国際室研究員)